

令和5年5月8日

保護者 様

御前崎市立御前崎小学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校における感染対策について

このことについて国・県及び御前崎市の基本的な方針を踏まえ、学校生活の中でも感染防止に留意して、教育活動を進めてまいりますので、下記のとおり御理解と御協力願います。

記

1 学校生活について

- (1) 学校生活におけるマスクの着用は原則個人の判断によります。
- (2) 児童生徒が感染した場合は速やかに学校へ連絡してください。
＜陽性と判断された場合の出席停止期間＞
発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快したあと1日を経過するまで。
※「軽快」とは、平熱にもどり症状が改善傾向にあることを指す。
- (3) 発熱や咳等、新型コロナウイルス感染の疑いがある児童生徒は、無理をして登校しないようにしてください。なお、心配な場合は学校に御相談ください。
- (4) 濃厚接触者の特定は行われなかったため、従来であれば濃厚接触者として特定されていた場合でも、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は、登校を控える必要はありません。
- (5) 家庭生活の中でも、感染リスクを低減するために、手洗いやうがい、換気など、感染予防に御協力ください。
- (6) 児童生徒の健康状態の把握に努めてください。
- (7) 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接、電話相談し、医療機関を受診してください。

2 その他

- (1) 毎朝、目視等でのお子さんの健康観察は継続してください。
- (2) 「健康チェックカード」の提出は行いません。
- (3) かぜ症状で欠席をした場合、基本的に病欠扱いに変更します。(今までは出席停止)
- (4) 学校等で感染者が確認された場合は、感染経路などの情報を総合的に判断し、学級・学年閉鎖、臨時休業を行う場合があります。

担当 河合 伸昭 (教頭)
電話 0548-63-